

# 秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この補助金は、住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅投資の波及効果による県内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図ることを目的とする。

## (通則)

第2条 秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家住宅 自己所有の住宅であつて、自己居住に供するもの。
- (2) 増改築 既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。
- (3) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）などを行うこと。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、県内に在住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家住宅の増改築やリフォーム（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者
- (2) 親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- (3) 親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者
- (4) 対象者が所有する住宅で、親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

## (補助対象住宅)

第5条 補助金交付の対象となる住宅は、次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（住宅用の車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）については、持ち家住宅であつて、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）とする。

(補助対象工事等)

第6条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前条各号のいずれかに該当する住宅に係る次の各号に掲げるすべてを満たす工事とする。

- (1) リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が50万円以上であること。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等が施工するものであること。

2 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（別棟の住宅用車庫、物置は除く。）
- (3) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (4) その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事及び工事費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の1/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、工事の着手が平成22年3月1日以降であって、第4条から第6条に掲げる要件に該当していることが明らかである場合は、工事着手後又は工事完了後であっても申請書を提出することができるものとする。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 工事内訳見積書の写し
- (3) 補助対象工事を行う住宅又は住宅の部分の工事着手前の写真
- (4) 第4条第2号から第4号いずれかに該当する者による申請の場合は、その関係を示す書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、当該住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を取り下げることができる。

(事業完了実績報告)

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したとき（増改築の場合において、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第4項及び同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外のリフォーム等工事にあつては、工事請負業者から対象工事の引渡を受けた日）は、平成23年3月31日までに、秋田県住宅リフォーム緊急支援事業工事完了実績報告書（様式第3号）（以下「完了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事を行った住宅又は住宅の部分の工事着手前及び工事完了後の写真
- (2) 増改築の場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (3) 工事内容の変更により、第10条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写しと変更後の工事内訳見積書の写し
- (4) 補助金交付請求書（様式第6号）
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 前条に規定する完了実績報告書の提出を受け、既に行った交付の決定の変更を要するときは、第9条の例により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 補助金の支払いは、前条第1項の規定による額の確定後、支払うものとする。

（是正のための措置）

第14条 知事は、第11条に規定する工事完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象住宅及び補助対象工事が第5条及び第6条に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第15条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 前条の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
- (4) その他知事が不相当と認めるとき

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

平成 年 月 日

秋田県知事 様

〒 ー  
 申請者 住所  
 氏名  
 (電話番号)

### 秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付申請書

次のとおり秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金の交付を受けたいので秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

1	住宅の主な居住者(所有者) (該当するものに○を付けて下さい。)	1. 申請者本人    2. 申請者又は配偶者の親    3. 子		
2	住宅の所在地 (上記、2又は3の場合のみ記入)			
3	全体工事費(予定)	¥.		
4	補助対象工事費(予定)	¥.		
5	工事内容(予定)			
6	工事期間(予定)	着工(予定)年月日	平成 年 月 日	
		完成(予定)年月日	平成 年 月 日	
7	工事施工業者名		担当者名 (電話番号)	( )
	住所又は所在地(本店)			
8	他の補助金等の利用の有無(予定) (該当するものに○を付けて下さい。)	有 ・ 無	「有」の場合: 補助金等名称	

- ※ 《添付書類》 (1) 工事請負契約書又は請書の写し  
 (2) 工事内訳見積書  
 (3) 工事着手前の写真  
 (4) 住宅の居住者(所有者)が「申請者または配偶者の親」、または「子」の場合、申請者との関係を証する書面(戸籍謄本等)  
 (5) 債権債務者登録票

※県受付欄 平成 年 月 日	※確認欄 適 ・ 否
-------------------	---------------

指令〇〇－  
平成 年 月 日

住所  
氏名

秋田県知事 〇〇〇〇

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知する。

1. 交付決定額 金 円

2. 交付決定額の内訳

補助金対象事項	補助対象工事費 A	補助金額 $B = A \times 1/10$	交付決定額 $C \leq 20$ 万円
秋田県住宅リフォーム 緊急支援事業補助金	円	円	円

3. 補助事業の目的

住宅投資の波及効果による県内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図る。

4. 交付条件

- (1) 県内に在住し、持ち家住宅（親又は子の住宅を含む）のリフォーム等工事を行う者であること。
- (2) リフォーム等工事を実施する住宅は、一戸建て住宅（住宅用の車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であること。）又はマンション等の共同住宅（専有部分に限る）であること。
- (3) 県内に本店を有する建設業者等が施工するものであること。
- (4) 事業完了実績報告書を、平成23年3月31日までに提出できるものであること。
- (5) この補助金に係る法令、規則、要綱に従い、知事の指示、命令等を確実に履行すること。

秋田県知事 様

〒 ー  
 申請者 住所  
 氏名 (印)  
 (電話番号)

### 秋田県住宅リフォーム緊急支援事業完了実績報告書

次のとおり住宅の増改築・リフォーム工事が完了したので、秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、報告します。  
 なお、この報告書に記載の工事費・工事内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1	補助金交付決定通知	平成 年 月 日 付け ー	
2	全 体 工 事 費	¥.	
3	補 助 対 象 工 事 費	¥.	
4	工 事 内 容		
5	工 事 期 間	着 工 年 月 日	平成 年 月 日
		完 成 年 月 日	平成 年 月 日
6	他の補助金等の利用の有無 (該当するものに○を付けて下さい。)	有 ・ 無	「有」の場合: 補助金等名称
◎上記工事内容について、施工したことを証明します。 氏名又は名称 代表者の氏名 (印)			

- ※ 《添付書類》 (1) 工事着手前および工事完了後の写真  
 (2) 増改築工事で、建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定に基づき交付された検査済証の写し  
 (3) 工事内容の変更により、補助金額に変更が生じた場合、工事請負変更契約書又は変更請書の写しと変更後の工事内訳見積書の写し  
 (4) 補助金交付請求書(様式第6号)

※県受付欄 平成 年 月 日	※確認欄 適 ・ 否
-------------------	---------------

〇〇 ー  
平成 年 月 日

様

秋田県知事 〇 〇 〇 〇

秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け指令〇〇ー で交付決定した秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金については、平成 年 月 日付けで報告のあった秋田県住宅リフォーム緊急支援事業完了実績報告書に基づき交付額を次のとおり確定したので通知する。

交付決定済額 金. 円

確 定 額 金. 円

担 当 : 秋田県〇〇地域振興局建設部  
建築課 建築指導班 〇〇〇〇

T E L :

F A X :

e-mail :

指令〇〇－  
平成 年 月 日

申請者 住所  
氏名

秋田県知事 〇 〇 〇 〇

平成 年 月 日付け指令〇〇－ で交付決定した秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金については、次のとおり変更交付決定したので、秋田県財務規則第256条の規定により通知する。

1. 交付決定額 当初交付決定額 円  
変更交付決定額 円  
変更増減額 円

2. 変更交付決定額の内訳

補助対象事項	変 更 前			変 更 後		
	補助対象 工事費	補助金額	交付決定額	補助対象 工事費	補助金額	交付決定額
秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金	円	円	円	円	円	円

担 当 : 秋田県〇〇地域振興局建設部  
建築課 建築指導班 〇〇〇〇

T E L :

F A X :

e-mail :



# 債権債務者登録票

1 平成 年 月 日

秋田県 様

2 債権債務者コード

3 登録依頼者名

4 登録所属

※ 1～6は記入しないこと。

5 担当者 印 6 所属TEL

7 郵便番号 8 住所コード 9 都道府県・市区町村

10 住所1 (番地)

11 住所2 (方書)

12 法人名称

13 個人(代表者)名称 **注) 個人名称には個人名、法人の場合は代表者名を記入してください。**

14 カナ検索用氏名・名称 **注) 株式会社等を除いた法人名称または、個人名を記入してください。**

15 電話番号 16 FAX番号

17 受領方法  口座振込 1:直接払(現金) 2:直接払(払込書) 4:隔地払(県内) 5:隔地払(県外) 9:なし 18 通知方法 1:FAX  2:不要

口座情報 生年月日(個人の場合) 大正・昭和・平成 年 月 日

19 金融機関名 20 店名 21 金融機関コード

22 預金種別  1:普通  2:当座  4:貯蓄  9:その他 23 口座番号

24 カナ口座名義 法人

25 カナ口座名義 個人(法人代表者)

注) 各金融機関に登録なさっている名義をご確認の上記入してください。法人の場合の代表者氏名等は、個人欄に記入ください。  
30桁以上は前から30桁にしてください。濁点、半濁点、長音等も一文字です。

※ 以下は記入不要。

26 関連債権者電話番号 27 関連債権者名

28 債権債務者種類  1:一般  2:国・市町村等  3:職員  4:資金前渡職員  5:旅費受領代理人  7:現金取扱員  8:私人委託先  11:所属一連番号

29 債権債務者区分  0:一般 1:物品指名登録業者 2:建設工事指名登録業者 3:委託業務指名登録業者 4:公共料金 5:定期刊行物

30 職員番号 **注) 職員番号は、職員、資金前渡職員、旅費受領代理人、現金取扱員の場合のみ記入してください。**